

改めて労務賃金改善の推進について

平成29年9月22日
一般社団法人日本建設業連合会

1. 労務賃金改善を目的とした従来からの取組み

日建連は、建設技能者の高齢化と今後の大量離職に強い危機感を持ち、次世代の担い手確保・育成のための様々な施策に取り組んでおります。特に、建設技能者の賃金改善については、公共工事設計労務単価改定の効果を建設技能者の賃金上昇につなげるよう「労務賃金改善等推進要綱（平成25年7月）」（以下、「要綱」という）を定め、また、要綱で始まった取組みを更に進め、「建設技能労働者の人材確保・育成に関する提言（平成26年4月）」（以下、「提言」という）においては建設技能者の年間労務賃金水準が全産業労働者平均レベルとなるよう、具体的には20代で約450万円、40代で約600万円を目指した施策の実施を会員会社へ要請する等、重点的に取り組んでいるところです。

2. 賃金の最新動向

公共工事設計労務単価は、国土交通省による継続的な引き上げの結果、平成29年度（平成28年調査）は平成23年調査と比べ全国平均で約39%、主要5工種（型枠大工、鳶工、鉄筋工、大工、左官）では平均で約44%の上昇となっています。しかし、そのような公共工事設計労務単価の大幅な上昇にもかかわらず、厚生労働省の賃金構造基本統計調査によると建設業男性生産労働者（建設技能者）の平均賃金は平成23年から平成27年にかけて6.7%上昇したに過ぎず、その上、平成28年の調査結果では、平成27年と比べて約2.8%の低下とすらなりました。

また、日建連会員会社を対象に労働委員会が実施した平成28年度フォローアップアンケート調査では、土木の5工種（鉄筋、型枠、鳶工、土工、左官）の労務賃金は前年度に比べて7～13%の上昇となったものの、建築の5工種では鳶工を除いて労務賃金が前年度より1～3%低下した結果となりました。

賃金構造基本統計調査は民間工事等で働く建設技能者も対象となるため、単純に公共工事設計労務単価との比較はできないものの、このような建設技能者の賃金の状況は、日建連においても懸念しているところです。とりわけ、日建連の調査で明らかになった建築分野における賃金の低下や伸び悩みは、建設技能者の賃金改善のための日建連の活動が十分な成果を挙げていないことを意味しています。直近の決算において過去最高益を達成する会員会社も多く、元請も含む建設業全体の男性労働者平均賃金が全産業男性労働者平均賃金にようやく追いつこうかという好況感の中にあって、このような建設技能者の賃金状況

を看過することは、建設技能者の処遇改善に対する日建連並びに日建連会員会社の本気度が疑われかねません。

3. 適切な賃金確保に向けた今後の取組みについて

2020年東京オリンピック・パラリンピック関連事業やアベノミクスによる経済の成長等から、建設投資は今後も堅調に推移すると見込まれます。その一方で、高齢の建設技能者の大量離職時代をいよいよ迎え、建設技能者の不足感が増え強まっていくことが予想されます。

そこで、経営環境が改善してきた現状を一つの機会として、強い危機感を持って、建設技能者の処遇改善のため、要綱、提言、「下請取引適正化と適正な受注活動の徹底に向けた自主行動計画（平成29年3月）」に則った活動、その中でも特に適正な労務賃金水準の確保について下記の通り改めて真剣に取り組むものとしします。

記

第1 下請発注における合理的な請負代金の決定

協力会社に対し、請負代金を見積る際には、建設技能者の処遇改善に必要な経費（法定福利費・建設業退職金共済制度の活用に必要な費用・他産業並みの適正な賃金水準など）を適切に考慮するよう要請する。請負代金の決定については、上記の見積りを尊重し、建設技能者の処遇改善に必要な経費が確保されるよう最大限努める。

一次下請人と二次下請人との請負契約（再下請契約）の際も、一次下請人に対して上記の事項を遵守するよう要請する。また、直接契約関係がない二次以下の協力会社に対しても、一次の協力会社等を介して同様に遵守を要請する。

また、協力会社等で働く建設技能者の賃金状況について、会員会社は定期的に調査を行う等、その把握に努める。

第2 公共工事における適切な労務賃金の支払いの要請

公共工事設計労務単価が適用される公共工事については、次の措置を行うものとする。

- ① 一次下請へ見積り依頼時に公共工事設計労務単価を交付し、その引き上げの趣旨にかなう適切な契約を締結する。
- ② 建設技能者に対し、社会保険料等の個人負担分を含め、公共工事設計労務単価の引き上げの趣旨にかなう適切な賃金が支払われるよう、一次下請に要請する。また、直接の契約関係がない二次以下の下請会社に対しても、一次下請等を介して、見積り依頼時に公共工事設計労務単価を交付し、公共工事設計労務単価の引き上げの趣旨にかなう適切な賃金が支

払われるよう要請する。

- ③ 上記①及び②の取組みは、要綱で定めた具体的な実施方法で継続して行う。

第3 優良技能者認定制度の推進

若い世代の目標となる優良技能者の地位を高め、若年建設技能者の定着を図るため、優秀な建設技能者がその技術と経験に見合った処遇が確保されるよう、優良技能者認定制度を普及・推進する。優秀な建設技能者（職長等）を認定し手当等を支給することについては、各社の実情に応じて設定するものとするが、今後「建設キャリアアップシステム」の構築に伴い、建設技能者の能力を評価できる仕組みが整備されれば、それらと連動した制度の充実を検討する。

第4 適正な受注活動の徹底

建設技能者の処遇改善のためには、発注者から適正に受注をすることが不可欠であり、従来から理事会決議等に則り推進しているところであるが、改めて以下のとおり、取組みを徹底する。

- ・ 適正価格での受注の徹底
- ・ 適正工期の確保
- ・ 適正な契約条件等の確保

第5 労務賃金の状況調査の実施

日建連は、建設技能者の賃金水準の改善状況を把握するため、引き続き労務賃金についての定期的な調査を実施する。

以上